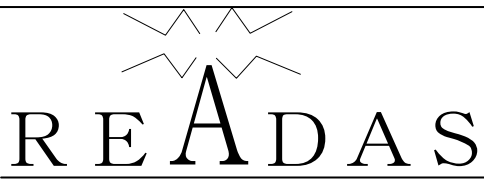


第 5198 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 2日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 青色事業専従者給与の減額

Q：家内を青色事業専従者にして給与を支給していますが、業績が思わしくないので減額しようと思います。問題ありますでしょうか？

A：年の途中から給与を減額することについては問題ありません。

【解説】

所得税では、青色事業専従者に対する給与について、その労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況等に照らし、その労務の対価として相当であると認められるものは、事業所得の必要経費に算入することができるとしており、青色事業専従者給与を必要経費に算入するには、事前に事業専従者に対して支払う給与の金額、支給方法、支給形態、昇給の基準を記載した「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければならず、そこに記載された金額の範囲内で相当と認められる金額は必要経費として認められることとなっています。

ところで、お尋ねのように年の途中で給与の額を減額することについてですが、必要経費に算入することができる要件が青色事業専従者給与に関する届出書に記載された金額の範囲内とされていることから、その範囲内で減額することについては特に問題となることはありませんが、年の初めに遡ってということは認められませんので注意してください。

